

令和7年度 第1回羽島市子ども・子育て会議 会議録（要旨）

日 時	令和7年8月28日（木）午前9時30分～午前10時30分
場 所	羽島市役所 3階 301会議室
出席者	（委員）出席者10名 富田かおり会長、布原佳奈副会長、渡邊享司委員、高砂房子委員、長島秀賢委員、阿部香織委員、浅野美保委員、長谷恵美委員、山田英理華委員、宇佐美晴花委員 （事務局）4名 熊崎健幸福祉部子育て・健幸担当部長、高田子育て・健幸課長、八島子育て・健幸課課長補佐（兼）子育て支援係長、小森子育て・健幸課幼保支援担当課長補佐（兼）幼保支援係長
内 容	1 開会 2 あいさつ 3 議事 （1）会長・副会長の選出について 会長は富田かおり委員、副会長は布原佳奈委員に決定 （2）令和7年度羽島市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について ―事務局より資料に基づき説明― （委員）既存の「一時預かり」と、今回の「こども誰でも通園制度」の具体的な違いについて伺いたい。 （事務局）「一時預かり」は主に保護者の休息（リフレッシュ）などを目的とした制度である。一方、「こども誰でも通園制度」はこどもの育ちを支えるための制度という位置づけであり、早期から保育園などの集団生活に触れることで、こどもの発達を促す狙いがある。ただし、利用者の視点からすると、使い分けが難しい部分があるというご意見もある。

(委員) 利用する時は、その都度予約が必要か。

(事務局) 予約は必要である。具体的には、まず市に利用認定の申請を行い、IDとパスワードを受け取る。その後、国の専用システムにログインし、各施設の空き状況を確認し予約するという流れである。当面は先着順を予定しており、また、1回だけの利用だけでなく、例えば「毎週○曜日の○時から」といった定期的な利用も可能となる予定である。

(委員) 現場に関わる立場から意見を述べたい。この制度は「こども誰でも通園制度」という名称なので、「誰でも行ける」と思われがちであるが、実際は新しい事業としてさまざまな事務処理なども必要で、現場のハードルは高い。特に、保育士が不足している中で、新たに未就園児を受け入れる余裕がないのが実情である。こどもが集団生活に慣れるための良い制度だとは思いますが、現場の体制を整えることが非常に難しいと感じている。

(委員) 保護者の立場からであるが、私も実際に一時預かりを利用しようとした時、なかなか予約が取れず、ハードルが高いと感じた。この「こども誰でも通園制度」は、どのように周知していくのか。「誰でも」という名前から期待が高まるが、実際には定員1名など、利用しづらい現実とのギャップが生まれないか心配である。

(委員) 資料に実施場所として「幼稚園」も記載されているが、幼稚園は制度の対象である3歳未満児を預かることができない。この記載は誤解を招かないか。

(事務局) 資料の記載は、国が将来的に想定した実施場所の例である。市民の皆様にホームページ等で広報する時には、誤解のないよう配慮する。

また、まずは6園で10月から試行を行い実際のニーズや声を把握しながら、8年度からの本格実施に向けて事業をすすめていきたい。

3 その他

4 閉会